

「ご契約のしおり一約款」変更のお知らせ

「ご契約のしおり一約款」に記載の〈会社・制度のご案内〉の内容について変更があります。ご一読のうえ、「ご契約のしおり一約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

◆「会社・制度のご案内」中の「生命保険契約者保護機構」について、「しくみの概略図」中（注1）の「財政措置」の説明内容を、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所となります）

	記載内容
変更前	(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
変更後	(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

◆〈参考〉【変更後の「〈会社・制度のご案内〉 3 生命保険契約者保護機構 ■しくみの概略図」の記載】

